

自転車安全利用

五則 を守りましょう

1



自転車は、
車道が原則、
歩道は例外

2



車道は、
左側を通行

3



歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行

4



安全ルールを守る

5



子どもは
ヘルメットを着用

事故の被害者にも
加害者にも
ならないために!

京都府北警察署・北交通安全協会

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外的に歩道通行ができるのは、

- 右側の標識のある歩道
- 13歳未満の子供
- 70歳以上の高齢者
- 内閣府令で定める障害のある身体障害者
- 車道通行が危険な場合など



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者のじゃまになるときは一時停止しなければなりません。



歩道に自転車の通行指定部分の標示があるときは、その標示の部分で徐行しなければなりません。

4 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。



●夜間はライトを点灯



自転車の側面には、反射材をつけましょう。

●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

交差点の車の有無、右・左折車の動きをしっかり確かめましょう。



5 子供はヘルメットを着用

子供のみならず

保護者のみならず

自転車を運転するときも、自転車に乗せてもらうときも、ヘルメットをかぶりましょう。

児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助いす等で幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせましょう。



自転車安全利用

五則

違反すると法律により罰せられることがあります